

多賀城市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した公の施設の指定管理に係る監査の結果について、特定非営利活動法人多賀城市民スポーツ理事長及び特定非営利活動法人MIYAGI子どもネットワーク代表理事から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年1月20日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象団体等
 - (1) 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ
(令和3年度分多賀城市体育施設・有料公園施設の指定管理業務)
 - (2) 特定非営利活動法人MIYAGI子どもネットワーク
(令和3年度分児童館・児童センター及び放課後児童クラブの指定管理業務)
- 2 監査結果の報告日
令和4年12月28日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
 - (1) 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ
令和5年1月16日
 - (2) 特定非営利活動法人MIYAGI子どもネットワーク
令和5年1月13日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理に係る監査
(令和3年度多賀城市体育施設・有料公園施設の指定管理業務)
- 2 監査実施日 令和4年11月16日
- 3 監査対象部署 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	USBメモリの管理について、管理責任者がその保管状況を管理できる状態となっていなかった。	USBメモリの管理保管については、令和4年11月16日より事務局置金庫の内鍵施錠引出に職員毎のボックスを作成格納し、管理責任者が管理することとした。 使用については、都度目的を明確にし許可を得た上で使用し、使用後は直ちに管理責任者宛返却する取扱とした。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理に係る監査
 (令和3年度児童館・児童センター及び放課後児童クラブの指定管理業務)
- 2 監査実施日 令和4年11月29日
- 3 監査対象部署 特定非営利活動法人 MIYAGI 子どもネットワーク
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	現金出納について、出納帳と現金の金額に相違があったことから、出納帳に雑損失を計上していた。	出納帳と現金の金額に相違については、西部児童センターにおいて、平成3年の9月30日に199円の不足金が発生しました。原因は、出張旅費の支給に伴う釣銭の誤りと思われます。雑損失として計上しました。小口現金の取り扱いにおいて、出金時には、児童館の会計担当者と主任又は副館長の2名でチェックを行うよう、すぐに改善いたしました。今後の対策として、令和4年6月29日の会計担当者研修にて、法人の会計に関するチェックシートを活用することを周知しました。
2	指導	備品台帳について、基本協定書で定める備品の区分の記載がされていなかった。	備品の区分を付けた台帳を令和5年1月10日に作成しました。今後、各施設の備品については購入した備品や貸与された備品、寄贈された備品については、区分を示して台帳に整備することにしました。